

## 安全データシート

製品名：EXLUB(高粘度品)

### 1. 製品及び会社情報

製品名：EXLUB(高粘度品)  
主用途として：防錆潤滑剤  
会社名：アイリス株式会社  
住所：〒312-0056 茨城県ひたちなか市青葉町20-21  
電話番号：029-297-7812  
FAX：029-297-7816  
担当部門：本社 柴沼義裕

### 2. 危険有害性の要約

GHS分類

健康に対する有害性：眼に対する重篤な損傷性 刺激性 区分2



シンボル：

注意喚起語：危険

危険有害性情報：H319 強い眼刺激

注意書き：

安全対策：P264 取扱い後手をよく洗うこと。  
P280 保護眼鏡 保護面を着用すること。  
P305 P351 P338 眼に入った場合水で数分間注意深く洗うこと。  
次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。  
その後も洗浄を続けること。  
P337 P313 眼の刺激が続く場合 医師の診断 手当てを受けること。  
保管：直射日光を避け、涼しく喚起の良い場所に保管すること。  
廃棄：内容物、容器を、国際・国・都道府県・市町村の規則に従って廃棄すること。

---

### 3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別： 混合物  
化学名又は一般名： 石油系炭化水素及び添加剤  
成分及び含有量： 潤滑油基油（鉱油） 74～84質量%  
潤滑油添加剤（鉱油を含む） 16～26質量%

化学特性（化学式）： 特定できない。  
官報公示整理番号（化審法・労働安全衛生法）： 企業秘密なので記載できない。

CAS No.： 企業秘密なので記載できない。

#### 危険有害成分：

化学物質管理促進法： 硫化（2，4，4-トリメチルペンテン）約2質量%  
労働安全衛生法： 鉱油 82～92質量%  
2,6-ジーターシャリーブチル-4-クレゾール 0.1～0.99質量%  
毒物劇物取締法： 非該当

---

### 4. 応急措置

吸入した場合： 新鮮な空気の場所に移す。体を毛布等でおおい、保温して安静を保ち、必要なら医師の手当てを受ける。  
皮膚に付着した場合： 水と石鹼で付着した部分を洗う。  
眼に入った場合： 清浄な水で最低15分間目を洗浄した後、医師の手当てを受ける。  
飲み込んだ場合： 無理に吐かせないで、直ちに医師の手当てを受ける。口の中が汚染されている場合には、水で十分洗う。  
最も重要な徴候症状： 1. 飲み込むと、下痢、嘔吐する可能性がある。  
2. 目に入ると炎症を起こす可能性がある。  
3. 皮膚に触れると炎症を起こす可能性がある。  
4. ミストを吸入すると気分が悪くなることもある。  
応急措置をする者の保護： 現在のところ有用な情報なし  
医師に対する特別注意事項： 現在のところ有用な情報なし

---

### 5. 火災時の措置

消火剤： 1. 霧状の強化液、泡、粉末又は炭酸ガス消火剤が有効である。  
2. 初期の火災には、粉末、炭酸ガス消火剤を用いる。  
3. 大規模火災の際には、泡消火剤を用いて空気を遮断することが有効である。  
使ってはならない消火剤： 棒状の水を用いてはならない。火災を拡大し危険な場合がある。  
火災時の特定危険有害性： 現在のところ有用な情報なし  
特有の消化方法： 1. 火元への燃焼源を断つ。  
2. 周囲の設備等に散水して冷却する。  
3. 火災発生場所の周辺に関係者以外の立入りを禁止する。  
消火を行う者の保護： 消火作業の際は、風上から行い必ず保護具を着用し、皮膚への接触が想定される場合は、不浸透性の保護具及び手袋を着用する。

---

## 6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置：

作業の際には、保護具を着用する。

環境に対する注意事項：

1. 河川、下水道等に排出されないように注意する
2. 海上の場合、薬剤を用いる場合には、国土交通省令・環境省令で定める技術上の基準に適合したものでなければならない。

封じ込め及び浄化の方法及び機材：

1. 周辺の着火源を取り除く。
2. 少量の場合は、土砂、ウエス等に吸着させ回収し、その後を完全にウエス等で拭き取る。
3. 大量の場合は、漏洩した場所の周囲にはロープを張るなどして人の立ち入りを禁止する。漏洩した油は土砂等でその流れを止め、安全な場所に導いた後、出来るだけ空容器に回収する。
4. 海上の場合、オイルフェンスを展開して拡散を防止し、すくい採ったり吸着マット等で吸い取る。薬剤を用いる場合には、国土交通省令・環境省令で定める技術上の基準に適合したものでなければならない。

二次災害の防止策：

1. 漏洩時は事故の未然防止及び拡大防止を図る目的で、速やかに関係機関に通報する。
2. 付近の着火源となるものを速やかに除くとともに消火剤を準備する。

---

## 7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

- 技術的対策：
1. 指定数量以上の量を取扱う場合には、法で定められた基準に満足する製造所、貯蔵所、取扱所で行う。
  2. 炎、火花又は高温体との接触を避けるとともに、みだりに蒸気を発散させないこと。
  3. 静電気対策を行ない、作業衣、靴等も導電性の物を用いる。
  4. 危険物が残存している機械設備などを修理、又は加工する場合は、安全な場所において危険物を完全に除去してから行う。
  5. 飲まない。
  6. 皮膚に触れたり、目に入る可能性がある場合は、保護具を着用する。
  7. ミストが発生する場合は、呼吸器具等を使用してミストを吸入しない。
  8. 容器は必ず密閉する。

注意事項：石油製品から発生した蒸気は空気より重いので滞留しやすい。そのため換気及び火気等への注意が必要である。

- 安全取扱注意事項：
1. 常温で取扱うものとし、その際、水分、きょう雑物の混入に注意する。
  2. ハロゲン類、強酸類、アルカリ類、酸化性物質との接触しないよう注意する。

保管

- 安全な保管条件：
1. 直射日光を避け、換気の良い場所に保管する。
  2. 危険物に該当する場合は、危険物の表示をして保管する。
  3. 熱、スパーク、火炎並びに静電気蓄積を避ける。
  4. 保管場所で使用する電気器具は防爆構造とし、器具類は接地する。
  5. ハロゲン類、強酸類、アルカリ類、酸化性物質との接触並びに同一場所での保管を避ける。

安全な容器包装材料：

1. 容器に圧力をかけない。
2. 容器は、溶接、加熱、穴あけ又は切断しない。爆発を伴って残留物が発火することがある。

---

## 8. ばく露防止及び保護措置

設備対策：	ミストが発生する場合は発生源の密閉化、又は排気装置を設ける。
管理濃度：	取扱い場所の近くに、目の洗浄及び身体洗浄のための設備を設置する。 設定されていない。（作業環境評価基準：平成21年厚生労働省告示第194/195号）
許容濃度：	日本産業衛生学会（2010年度版） 3mg/m <sup>3</sup> （鉱油ミストとして）（文献1） ACGIH（2010年度版） 時間荷重平均（TWA）値 5mg/m <sup>3</sup> （鉱油ミストとして）（文献2）
保護具	
呼吸器用の保護具：	通常必要でないが、必要に応じて防毒マスク（有機ガス用）を着用する。
手の保護具：	長期間又は繰り返し接触する場合には、耐油性のものを着用する。
目の保護具：	飛沫が飛ぶ場合には普通型眼鏡を着用する。
皮膚及び身体の保護具：	長時間にわたり取扱う場合又は濡れる場合には、耐油性の長袖作業服等を着用する。
適切な衛生対策：	汚れた衣服は脱ぎ、完全に清浄してから再使用する。

---

## 9. 物理的及び化学的性質

形状：	液体
色：	褐色
臭い：	臭気あり
融点／凝固点：	データなし
沸点又は初留点及び：	
沸騰範囲：	データなし
爆発下限界及び：	
爆発上限界：	下限：1容量%（推定値）／上限：7容量%（推定値）
引火点：	200℃以上（COC）
自然発火点：	データなし
分解温度：	データなし
pH：	データなし
動粘度：	データなし
溶解度：	水：不溶
n-オクタノール／水分配：	
係数：	データなし
蒸気圧：	データなし
密度：	約0.9g/cm <sup>3</sup>
相対ガス密度：	データなし
粒子特性：	データなし

---

## 10. 安定性及び反応性

反応性：	通常の場合では安定。
化学的安定性：	通常の場合では安定。
危険有害性反応可能性：	強酸化剤との接触を避ける。
避けるべき条件：	ハロゲン類、強酸類、アルカリ類、酸化性物質と接触しないよう注意する。
混触危険物質：	避けるべき条件と同じ。
危険有害な分解生成物：	燃焼の際は、一酸化炭素等が生成される可能性がある。

---

## 1 1. 有害性情報

急性毒性（経口）：	ラット LD50：5g/kg 以上
上皮腐食性／刺激性：	現在のところ有用な情報なし。
眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性：	強い眼刺激がある。
呼吸器感作性又は皮膚感作性：	現在のところ有用な情報なし。
生殖細胞変異原性：	現在のところ有用な情報なし。
発がん性（基油）：	IARCでは、グループ3に分類（ヒトに対して発がん性について分類できない）に分類され（文献 3）、ACGIHでもほぼ同様の分類がなされている。（文献 4） EUによる評価：発がん性であるとの表示は必要ない。（文献 5）
添加剤：	現在のところ有用な情報なし。
生殖毒性：	現在のところ有用な情報なし。
特定標的臓器・全身毒性（単回ばく露）：	現在のところ有用な情報なし。
特定標的臓器・全身毒性（反復ばく露）：	現在のところ有用な情報なし。
誤えん有害性：	現在のところ有用な情報なし。

---

## 1 2. 環境影響情報

生態毒性	
水生環境有害性	
短期（急性）：	現在のところ有用な情報なし。水生
環境有害性	
長期（慢性）：	現在のところ有用な情報なし。
残留性・分解性：	現在のところ有用な情報なし。
生体蓄積性：	現在のところ有用な情報なし。
土壌中の移動性：	現在のところ有用な情報なし。
オゾン層への有害性：	現在のところ有用な情報なし。

---

## 1 3. 廃棄上の注意

廃棄方法	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 事業者は産業廃棄物を自ら処理するか、又は都道府県知事の許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行なっている場合にはそこに委託して処理する。</li><li>2. 投棄禁止</li><li>3. 埋立て処分を行う場合には、あらかじめ焼却設備を用いて焼却し、その燃え殻については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律 施行令」に定めた基準以下であることを確認しなければならない。</li><li>4. 燃焼する場合は、安全な場所で、かつ、燃焼又は爆発によって他に危害又は損害を及ぼす恐れのない方法で行なうと共に、見張り人をつける。</li></ol>
------	---

---

## 14. 輸送上の注意

### 国際規制

国連分類： 国連の分類基準に該当せず。  
国連番号： 該当なし。

### 国内規制：

陸上： 消防法 危険物第四類第4石油類危険等級Ⅲ  
海上： 船舶安全法 非危険物 個別運送及びばら積み運送に於いて。  
航空： 航空法 非危険物

### 輸送の特定の安全対策及び条件：

1. 引火性液体なので「火気厳禁」。
2. 容器が著しく摩擦又は動揺を起こさないように運搬する。
3. 指定数量以上の危険物を車輛で運搬する場合には、総務省令で定めるところにより、当該車輛に標識を掲げる。又、この場合、当該危険物に該当する消火設備を備える。運搬時の積み重ね高さは 3 m以下とする。
4. 第1類及び第6類の危険物及び高压ガスと混載しない。

---

## 15. 適用法令

消防法： 危険物第四類第4石油類危険等級Ⅲ  
化学物質管理促進法： 第一種指定化学物質（硫化オレフィン）  
労働安全衛生法： 表示対象物、通知対象物（鉛油）  
通知対象物（鉛油、2，6－ジーターシャリーブチルー4－クレゾール）  
海洋汚染防止法： 油分排出規制（原則禁止）  
下水道法： 鉛油排出規制（5 mg/1）  
水質汚濁防止法： 油分排出規制（5 mg/1 許容濃度）

### 廃棄物の処理及び清掃に関する法律：

産業廃棄物規制（拡散、流出の禁止）

---

## 16. その他の情報

### 引用文献：

1. 許容濃度の勧告（2010）、日本産業衛生学会
2. Thresholds limit values for chemical substances and physical agents and biological exposure indices, ACGIH(2010)
3. IARC Monographs Programme on the Evaluation of Carcinogenic Risk to Humans (2006)
4. 米国産業衛生専門家会議：ACGIH documentation(2006)
5. EC 理事会指令「67/548/EEC」の付属書 1「危険な物質リスト」

---

安全データシートは、危険有害な化学製品について、安全な取扱いを確保するための参考情報として、取り扱う事業者提供されるものです。取り扱う事業者は、これを参考として、自らの責任において、個々の取扱い等の実態に応じた適切な処置を講ずることが必要であることを理解した上で、活用されるようお願いいたします。従って、本データシートそのものは、安全の保証書ではありません。